第62回全国スポーツ少年大会の委託業務

企画提案方式募集要領

公益財団法人秋田県スポーツ協会

　　秋田県スポーツ少年団事務局

１　趣旨

　　この要領は、「第62回全国スポーツ少年大会運営業務委託」(以下「本業務」という。)において、公募型プロポーザル方式により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

（１）業務名

　　　第62回全国スポーツ少年大会運営業務委託

（２）業務目的

　　　令和6年7月27日(土)～30日(火)に秋田県仙北市で開催される第62回全国スポーツ少年大会が円滑に開催されるよう必要な業務を行うものである。

（３）業務内容

　　　別添「第62回全国スポーツ少年大会運営業務委託仕様書(案)」(以下、「仕様書」という。)のとおり

（４）履行期限

　　　令和6年８月31日(土)

（５）契約上限金額

　　　13,000千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

３　参加資格要件

　　次に掲げる項目をすべて満たす者とする。

（１）日本国内の旅行代理店のうち、原則として秋田県内に本店・支店又は営業所を有する第1種旅行業者（旅行業法）で、かつ（社）日本旅行業協会の正会員であること。

（２）これまでに公益財団法人日本スポーツ協会が主催する国際・全国規模の事業を受託したことがある旅行業者であること。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

（４）秋田県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税の滞納がない者であること。

（５）公告日から説明会実施日の間において、秋田県の指名停止・排除措置を受けていない者であること。

（６）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生開始手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生続開始の決定を受けた者を除く。）

ウ　事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

４　失格事項

　　次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）参加資格要件に該当しないことが判明した場合

（２）提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

（３）企画提案書等に虚偽の記載があった場合

（４）見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合

（５）会社更生法等の適用を申請する等，契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

（６）審査の公平を害する行為があった場合

（７）その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

5　応募方法等

1. 応募しようとするものは、様式１の**「応募届」を令和5年11月13日（月）17時まで**

公益財団法人秋田県スポーツ協会（以下「本会」という。）に提出（持参又はＦＡＸ・メール送信）すること。

（２）質問がある場合は、様式３により令和5年11月17日（金）17時までに問い合わせ先に

　　　記載のメールアドレスまで電子メールで送信すること。

なお、質問事項及び回答は、令和5年11月22日（水）17時までの間に、応募者全員に同一内容で回答（送信）する。

（３）応募後に辞退する場合は、様式２を速やかに提出のこと。

6　企画提案書の提出

（１）応募者は、仕様書等に基づき企画提案書を作成し、下記により提出のこと。

なお、いずれも紙媒体とし、電子データでの提出は不要とする。

ア　必須提出物

①企画提案書

②見積書（各社の様式による。ただし、仕様書に基づく内訳を明記のこと。）

※①の企画提案書の規格等は次のとおり。

・A4判（表紙は縦）（表紙以外は縦・横問わず、混在も可。）とする。

・牧数制限なし。

・カラー・モノクロ問わず。

イ　提出部数６部（うち社印を押印したものは１部でよい。残り５部はコピー可。）

ウ　企画提案書必須提出物以外に任意で参考資料等を提出することも可。（規格問わず）

その場合の提出部数も６部とする。

エ　本会が追加資料の提示を求めた場合はそれに応ずること。

（２）提出先

ア　公益財団法人秋田県スポーツ協会事務局（所在地等は下記9に記載）

イ　提出期限　　**令和5年12月1日（金）　12時まで**

ウ　提出は持参、送付いずれでも可。

7　審査方法等

1. 秋田県スポーツ協会において審査・決定を行う。

プロポーザル･選定委員会　　**令和5年12月７日（木）　15時から**

（２）審査項目は下記のとおりとし、それぞれの評価点を踏まえ決定する。

ア　運営等

①同大会又は類似のスポーツイベントに関する十分な実績・経験があるか。

②迅速かつ円滑な業務運営体制になっているか。（本会との連絡・連携を含む）

③緊急時の対応等が明確であるか。

④十分な人員配置がなされているか。

⑤業務について仕様書の内容を踏まえ提案されているか。また工夫等があるか。

⑥運営に関して特に評価すべき点があるか。

⑦大会趣旨を踏まえ、総合的な観点で安全・安心・確実に遂行できるか。

イ　経費

①経済的かつ合理的な見積りとなっているか。

ウ　その他提案

①参加者にとって魅力ある提案があるか。

②主催者にとって有益な提案があるか。

（３）審査結果は、審査終了後、速やかに各社に電子メール（企画提案書記載のメールアド

レス）で通知する。

（４）公平性の観点から審査構成員は応募者に公開（回答）しない。

（５）具体的内容（評価点等）は公開（回答）しない。

8　その他

（１）企画提案書の作成及び応募に関する費用は、全額応募者の負担とする。

（２）提出する企画案は１社１案のみとする。

（３）企画提案書（参考資料等を含む）は応募者に返却しない。

（４）企画提案書様式等のデータは、希望によりメール送信する。

9　企画提案書提出及び問い合わせ先

公益財団法人秋田県スポーツ協会　スポーツ推進課

〒010-0974　秋田県秋田市八橋運動公園１番５号　秋田県スポーツ科学センター内  
TEL：018-864-8094　　FAX：018-864-5752

E-mail：[kume09045593388@yahoo.co.jp](mailto:kume09045593388@yahoo.co.jp)